

三重県農産物検査法施行細則をここに公布します。

平成二十八年三月二十九日

一部改正 令和元年十一月八日三重県規則第二十七号

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十八号

三重県農産物検査法施行細則

(趣旨)

第一条 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号。以下「法」という。）の施行については、法、農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）及び農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(地域登録検査機関の登録等)

第二条 地域登録検査機関の登録を受けようとする者は、第一号様式に省令第十三条第一項に規定する書類を添え、知事に登録の申請をしなければならない。

2 地域登録検査機関は、法第十七条第四項第二号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を第二号様式により知事に届け出なければならない。

3 地域登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を第三号様式により知事に届け出なければならない。

(登録の更新)

第三条 前条第一項の規定は、地域登録検査機関の登録の更新について準用する。

(変更登録)

第四条 法第十九条第一項の変更登録を受けようとする地域登録検査機関は、第一号様式に省令第十九条各号に規定する事項を記載し、知事に変更登録の申請をしなければならない。

(農産物検査の報告)

第五条 地域登録検査機関は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、別表の第一欄に掲げる農産物検査の区分、同表の第二欄に掲げる農産物の種類及び同表の第三欄に掲げる事項ごとに、同表の第四欄に掲げる様式により、同表の第五欄に掲げる期間に実施した農産物検査について、それぞれ同表の第六欄に定める期日までに知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十一月八日三重県規則第二十七号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。この場合において、改正前の第五号様式の表中、形質、被害粒及び着色粒の内訳、改正前の第七号様式の表中、被害粒及び異物の内訳並びに改正前の第八号様式の表中、形質、病害粒、虫害粒及び変質粒の内訳の記載を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、平成三十年産の米穀（輸入に係るものを除く。）の品位等検査の結果に係る様式及び期日については、なお従前の例による。

別表（第五条関係）

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	様式	期間	期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	第四号様式及び第五号様式	当年産（生産された年の翌年の十月三十一日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から八月三十一日までの間	九月十日まで
				当年産の九月から十二月までの毎月一日から末日までの間	翌月の十日まで
				当年産の翌年一月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年四月十日まで
				当年産の翌年四月一日から翌年六月三十日までの間	翌年七月十日まで
				当年産の翌年七月一日から翌年十月三十一日までの間	翌年十一月十日まで
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	第四号様式及び第六号様式	四月一日から八月三十一日までの間	九月十日まで
				九月一日から十月三十一日までの間	十一月十日まで
				十一月一日から翌年一月三十一日までの間	翌年二月十日まで
				翌年二月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年四月十日まで

	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	第四号様式及び第七号様式	四月一日から十二月三十一日までの間	翌年一月十日まで
				翌年一月から翌年三月までの毎月一日から末日までの間	翌年の十日まで
	小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	第八号様式	四月一日から十二月三十一日までの間	翌年一月十日まで
				翌年一月一日から翌年二月末日までの間	翌年三月十日まで
				翌年三月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年四月十日まで
	輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査の結果	第九号様式	四月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年五月三十一日まで
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査の結果	第十号様式	四月一日から翌年三月三十一日までの間	翌年四月三十日まで

第1号様式（第2条、第4条関係）

（第1面）

地域登録検査機関の登録（登録更新、変更登録）申請書

収入証紙 (消印をしないこと)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録（登録の更新、変更登録）を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成分検査
農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

注) 変更登録申請の場合は、変更箇所の下線を引くこと。

(第2面の1) 国内農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種類	包装の有無	検査見込数量
農産物検査員			
氏名	住所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有または賃貸の別
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		

注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

(第2面の2) 外国産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	検査見込数量	
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う農産物の種類	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有または賃貸の別
事務所の名称	農産物検査を行おうとする区域	検査員の氏名	

(第2面の3) 成分検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込件数			
農産物検査を行おうとする区域		検査見込件数	
農産物検査員			
氏名	住所		
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有または賃貸の別

第 2 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

登録事項変更届出書

地域登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。)第 17 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号		登録年月日	
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第 17 条第 4 項第 2 号に関する事			
法第 17 条第 4 項第 6 号に関する事			
法第 17 条第 4 項第 7 号に関する事			

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書

地域登録検査機関の業務を下記のとおり休止（廃止）したいので、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定に基づき届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

2 休止の開始日及び期間又は廃止の予定日

3 休止又は廃止する理由

第4号様式（第5条関係）

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

検査区分	銘柄	荷造り 及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1等 (合格)	2等	3等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
(検査区分) 計											
(検査区分) 計											
合 計											

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。

3 数量の単位は、キログラムとすること。

第5号様式（第5条関係）

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1等										
2等										
3等										
等外										
規格外										
計										

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第6号様式（第5条関係）

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

等級	検査 数量	容積重	整粒 不足	形質	水分 過多	被害粒	異種 穀粒	異物	その他
2等									
規格外 (等外上)									
計									

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第7号様式（第5条関係）

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書
 （ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
 名 称
 代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

等級	検査数量	形質	水分過多	被害粒										未熟粒	異種穀粒	異物
				計	病害粒	虫害粒	変質粒	破碎粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他			
2等																
3等																
規格外																
計																

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第8号様式（第5条関係）

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類： _____

生産年度： _____

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計								

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第9号様式（第5条関係）

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

種 類	銘 柄	荷造り 及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考
合 計											

備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・裸麦及びその他農産物の別）を記載すること。

2 数量の単位は、トンとすること。

第 10 号様式（第 5 条関係）

成分検査結果報告書（ 年 月分）

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測 定 結 果		
					たんぱく質	アミロース	で ん 粉

備考 数量の単位は、キログラムとすること。